

目次

文化力の時代.....	1
法文化学会第14回研究大会・総会を終えて.....	2
法文化学会第15回研究大会について.....	3
叢書『法文化 — 歴史・比較・情報』.....	3
叢書第10巻の刊行について.....	3
叢書第11巻の編集について.....	3
叢書第12巻の発刊について.....	3
叢書第13巻の企画募集について.....	3
法文化叢書第12巻『災害』原稿募集のご案内.....	4
事務局からのお知らせ.....	5
2010年度会計報告.....	5
年会費納入のお願い.....	5
入会の申込について.....	5

文化力の時代

法文化学会理事長 王雲海（一橋大学）

私の趣味は卓球である。休日になると、あちこちへ出かけたりして試合をする。多くの試合をするにつれて一つ大きなことを悟るようになった。同じレベルの選手であって、サーブ、レシーブ、ツッツキ、ドライブ、スマッシュなどの技術面で同じなのに、一方が勝つ、もう一方が負けるのは、見える技術の差よりも、むしろ、飛んできたボールに対してツッツキ、ドライブ、スマッシュのどちらかで返すか、という一瞬の判断の差であって、瞬間の反応力が勝負の鍵である。しかも、ツッツキ、ド

ライブ、スマッシュなどの見える技術は訓練と練習で習得できるものの、見えないこの瞬間の反応力は訓練や練習で習得できないもので、人の天性・性格によるところが多い。一種の個人文化の域に属するものである。

いまの世界の卓球試合では、中国がいつもメダルを独占するほど強いが、実は、1950年代では、日本は最も強かった。何人かの日本人の有名な選手の助けもあって、1960年代から中国がやっとトップの座をつかむようになって、今日に

至っている。今の中国選手と日本の選手とはどう違って、どうして中国の選手はいつも勝つのでしょうか。プロでない私からあえて遠慮せずに言うと、瞬間の反応力の差によるものではなからうか。つまり、日本の選手は練習も試合も標準的な卓球をし、個々のボールに対して一様な反応をする。いわば、規範的で「不変」な卓球をする。これに対して、中国の選手は練習も試合も癖のある卓球をし、ここのボールに対して自分なりの「加味」をして臨機応変な反応をする。いわば、不規則で「変」な卓球をする。このような「不規則」・「変」で相手に予測させず、慌てての卓球に追い込ませて、勝利を収める。このあたりの作戦については日本語の卓球の本でもよく指摘されており、日本の選手達はよく意識しているはずであるが、なかなか身につけられない。そのわけはやはりこのような瞬間の反応力は文化の域に属するもので、

法文化学会第14回研究大会・総会を終えて

法文化学会第14回研究大会は、「加害/被害」を統一テーマに、2011年11月5日(土)、慶應義塾大学日吉キャンパス・来往舎シンポジウムスペースにて開催されました。

当日の第一報告は自由論題で、小沢奈々会員による「穂積重遠とスイス法」が小柳春一郎会員の司会のもとに発表されました。第二報告からはテーマ報告に移り、堅田剛会員の趣旨説明および司会進行のもとに、まず兄玉圭司会員による「明治前期の処遇にみる国事犯」の研究報告がありました。次に午後の総会の後、第三報告として、安部哲夫氏(獨協大学)による「刑事法の領域から考える『加害被害』—加害者を扱う法原理と被害者の利益保護」が、さらに第四報告として、

それぞれの社会文化と暗に関係しているからであろう。

いまの世界はグローバル化の時代と言われるが、実は、グローバル化だけでなく、ローカル化の時代でもある。市場経済制度、民主法治政治制度、科学技術といった見えるもののグローバル化が飛躍的に進んでいると同様に、歴史、伝統、ナショナリズムといった見えないもののローカル化もかつてないほど強くなっている。つまり、見えない文化力はかつてないほど台頭しているのである。

このように、卓球の世界も現実の世界も文化力が重要となってきており、卓球で勝てるか、将来の世界がどうなるかはますます文化力にかかってくるのである。こういう意味から見れば、法文化の研究を志しているわが法文化学会はますます活躍する余地が生まれてくるはずである。

法文化学会理事 岩谷十郎(慶應義塾大学)

王雲海理事長による「命を金で買える？」が、そして第五報告として、堀口悦子会員による『『加害/被害』を大学の中から考える—キャンパス・ハラメントとデートDV』がそれぞれ報告され、分野も視角も方法論も異なる多様な切り口でテーマが彩られてゆきました。

以上の個別の報告の後、テーマ関連のシンポジウムが堅田会員を進行役として開かれ、当日の報告者全員と会場の参加者との間で、熱心で活発な討論が夕刻まで続けられました。

また懇親会は、キャンパス内の“グリーンテラス”を会場とし、和やかな雰囲気にもまれた語らいのなか、研究大会の全日程を無事終了することができました。

法文化学会第15回研究大会について

第15回研究大会を以下の要領で開催いたします。報告を希望される方は、**7月末日までに**、開催校までご連絡ください。大会テーマでの報告者は、叢書に執筆いただくことになっております。テーマにつきましては、叢書第12巻編集についての下記の趣旨説明をごらんください。また、自由報告も予定しておりますので、大会テーマ以外の題目で報告を希望される方も歓迎いたします。

なお、報告希望者多数の場合は、叢書刊行委員会および開催校で相談のうえ、報告者を決めさせていただきますので、予めご承知おきください。また、今回は地方開催ということで、開催日が2日に亘っておりますのでご注意ください。

1. 日程: 2012年11月3日(土)午後～4日(日)午前
2. 会場: 岩手大学
〒020-8550 岩手県盛岡市上田 3-18-34
3. テーマ: 災害と法

開催校からのお願い ご報告をご希望される方は、下記連絡先まで、氏名・所属・連絡先・報告の題目(仮題でかまいません)をご明記の上、上記日付までに、以下のいずれかの要領でお送り下さい。なお、研究大会に関するお問い合わせも以下にてお受けいたしております。

- ・郵便: 〒020-8550 岩手県盛岡市上田 3-18-34 岩手大学人文社会科学部 藤本幸二
- ・FAX: 019-621-6795
- ・E-mail: fujibook@iwate-u.ac.jp

* ご報告いただく方には、9月初旬頃に会員連絡用のご報告要旨のご提出をお願い申し上げます。これにつきましては、後日、開催校よりご連絡させて戴きます。

叢書『法文化 — 歴史・比較・情報』

叢書第10巻の刊行について

法文化叢書第10巻『夫婦』は編集作業をほぼ完了して、印刷製本を待つばかりとなりました。刊行予定は8月20日です。楽しみにお待ちしております。編集・執筆にご協力くださいました方々、お疲れ様でした。

叢書第11巻の編集について

叢書第11巻『加害／被害』(编者: 堅田剛会員)の編集が鋭意進められております。今年度中の刊行を目指して、引き続きご協力を宜しく願い申し上げます。

叢書第12巻の発刊について

叢書刊行委員会では、叢書第12巻のテーマを「災害」とすることに決定いたしました。執筆を希望される会員は、趣旨説明をお読みの上、下記の申込締切日までに学会事務局に題目(仮題で結構です)をご提示の上、お申し込みください。なお、採否は編者とともに編集委員会が決定いたしますので、その旨ご承知おきください。

叢書第13巻の企画募集について

叢書第13巻のテーマを募集しますので、ぜひ叢書刊行委員会までご意見をお寄せください。

法文化叢書第12巻『災害』原稿募集のご案内

法文化叢書第12巻編集担当 小柳春一郎（獨協大学）

本特集のテーマは、2011年3月11日の東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故等をきっかけとする。2012年の法文化学会開催地である岩手県も大きな被害を受けた。

災害対策基本法(昭和36年)によれば、「災害」とは「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」である(2条)。そして、「放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故」についても、災害に含めている(同条施行令1条)。震災のみならず、火事、爆発などの人災、東京電力福島第一原子力発電所の事故も「災害」に該当する。

災害は、多くの人に甚大な影響を及ぼす。災害に向かい合うための「防災」について、災害対策基本法は、「災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。」と規定し(2条)、災害に対する事前の準備(「未然に防止」)、応急対策(「被害拡大を防止」)、災害後の「復旧」という総合的な対応が必要であると明らかにしている。これに関する検討は、自然科学、人文科学、社会科学からの多様なアプローチが必要であり、法も相当の役割を果たすことが期待されている。

かつて、渡辺洋三教授が、公害法研究に比べて災害法研究が遅れているとして、「法律学は、このような実定災害関係法を総体として批判的に検討し、民事、行政、刑事の各領域における責任の所在を体系的に析出し、国民の生存権の保障という憲法の人権体系の中にこれを位置づけなければならない」と指摘した(渡辺洋三「現代と災害」法律時報臨時増刊1977年3月『現代と災害』)。しかし、その後も進展があったとは言いがたい。

災害に関する法は、災害対応等への反省から制定される場合も多い。建築基準法の耐震基準の累次改正もそうであるし、先に引用した災害対策基本法は、伊勢湾台風をきっかけとして制定された。災害救助法は、昭和21年の南海地震をきっかけとするし、阪神・淡路大震災の後には、被災者生活再建支援法が制定され、住宅全壊等の被害を受けた被災者に一定額の現金給付が行われている。

災害の経験が災害に関する法制度の基礎となっている。本特集は、多様な災害とそれへの対応を明らかにしつつ、現代の重要問題へも法文化学会として貢献することを意図するものである。災害対応のための公的制度のみならず、災害と民事法、憲法との関連、科学と法の関連など様々な角度からの研究を期待したい。

1. 原稿申し込み締切日: 2012年7月31日
2. 原稿提出締切日: 2013年8月31日(締切日厳守、完成原稿を電子媒体で提出)
3. 刊行予定: 2014年7月
4. 原稿枚数: 20,000字以内

事務局からのお知らせ

2010年度会計報告

2010年度の会計(2010年4月1日～2011年3月31日)は、真田芳憲・佐々木有司の両会員に監査をいただき、上記総会にて承認されました。

2010年度 収支

総収入	1,512,534
総支出	1,039,789
次年度繰越金	472,745

2010年度 収入内訳

年会費	547,500
前年度繰越金	800,444
大会収入	164,590
計	1,512,534

2010年度 支出内訳

郵送費	10,970
文具代	861
人件費	2,000
第13回研究大会費用	121,237
出版経費	904,441
振替手数料	280
計	1,039,789

年会費納入のお願い

学会員各位におかれましては、2012年度(2012年4月1日～2013年3月31日)の会費(5000円)の納入をお願いいたします。

なお、本学会の年会費5000円には、機関誌である叢書『法文化-歴史・比較・情報』の割引購読料3000円が含まれております。ご不明の点がありましたら事務局までご照会下さい。

郵便振替口座番号:00130-4-659540

口座名義:法文化学会

* 年会費納入に関するご注意

学会会計処理上、滞納額のある学会員が会費を納入された場合、まず滞納分に充当されます。念のため、ご注意を申し上げます。

入会の申込について

下記の学会ホームページから、法文化学会入会申込書がダウンロードできます。入会を希望される方にお知らせいただければ幸いです。入会に際しては、大学院修士課程以上の学歴・研究歴(在学中を含む)と、会員による推薦が必要です。必要事項を書き込まれましたら、事務局まで郵送下さい。なお、入会には理事会の承認が必要です。

法文化学会ホームページのご案内

法文化学会事務局ではホームページ www.legalculture.org を運営いたしております。会員の皆様からご意見・ご要望などをお寄せいただけましたら幸いです。会員のみならず、本学会の活動に関心のある非会員の方々への情報提供の場として、このホームページをご活用ください。